

警察署だより



栢屋警察署

令和2年11月の
身近な犯罪発生件数
4件

- ① 部品ねらい 1件
- ② 車上ねらい 1件
- ③ 自転車盗 2件

みんなを いちいち きゅう
守る119



栢屋南部消防本部

住宅用火災警報器は、
10年を目安に
取り替えましょう

住宅用火災警報器は火災を早期に感知して、あなたの命、家族を守ります。古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感じなくなることがある

おしらせ



！**司法書士による**
全国一斉生活保護相談会

福岡県青年司法書士協議会と
全国青年司法書士協議会では、
生活保護に関する電話相談会を
開催します。秘密は厳守します
ので、お気軽にご相談ください。

▼日時 1月24日(日)
10時から16時まで

▼料金 無料

問 福岡県青年司法書士協議会
(担当) 平原
☎093・282・2615

！**町民半額観劇会**

博多座3月公演「藤山直美特
別公演」を半額で観劇できます。



▼日時 3月3日(水)11時
3月3日(水)15時
3月4日(木)11時
3月6日(土)15時

！**1月10日は「110番の日」**

110番は事件・事故などの緊急通報専用電話です。地域の安全を支えるための大切な回線ですので、正しい使用にご協力をお願いします。要望・相談・苦情などは#9110におかけください。

ため、交換が必要です。交換のため、設置してから10年です。

設置時期を調べるには
火災警報器を設置したとき記入した「設置年月」または、本体に記載されている「製造年」を確認してください。

新しい火災警報器に交換したら
本体の側面などに、油性ペンで「設置年月」を記入しましょう。

住宅用火災警報器の適切な維持管理をお願いします。



「110番通報をするときは」
● 落ち着いてはつきりと話す
● 場所を伝える(住所や目印となる建物など)

栢屋警察署
☎939・0110

栢屋南部消防組合消防本部
予防課指導係
☎935・6389

南部消防署
☎935・5107

中部消防署
☎938・3216



！**労働力調査にご協力ください**

総務省統計局と福岡県で、労働力調査を実施します。調査対象に選ばれた世帯に調査員が伺った際は、調査へのご協力をお願いいたします。

▼労働力調査とは
国の失業率や雇用の実態を

明らかにする大変重要な統計調査で、政府や都道府県の雇用・失業対策に不可欠な資料として活用されています。

調査期間 2月～5月

対象地域 新原区の一部

問 福岡県企画・地域振興部
調査統計課
☎643・3186



ホームページ

外国人相談窓口ワンストップセンターを開設しています

外国人相談窓口ワンストップセンターでは、外国人や、外国人を支援している日本人を対象として、生活で困っていることや行政手続についての相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

▶日時 月曜～金曜9時～17時 第3土曜10時～12時
※閉館日 土曜・日曜・祝日(第3土曜除く)
▶場所 SUENOBA(須恵町大字須恵804の1)
▶受付内容

- ・在留資格に関すること(婚姻や就職などに伴う在留資格の変更やビザ更新など)
- ・労働に関すること(募集・採用や解雇、パワハラ、仕事に関する悩みなど)
- ・医療に関すること(怪我や病気を患った時の医療機関の紹介、付き添いや通訳依頼など)
- ・生活に関して(役所・役場での手続きやゴミ出し方など)
- ・その他外国人に関すること

▶相談方法 メール、電話、窓口
▶相談料 無料
▶対応言語 ・日本語、英語、ベトナム語
・中国語、韓国語、ネパール語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語その他言語については翻訳ソフトを利用して対応します。

申・問 SUENOBA ☎070-4066-5327 ✉g-soudan@suenoba.co.jp

商工会だより



須恵町商工会

須恵町商工会
無料税務相談会(事業者向け)

今年も、須恵町商工会にて無料の税務相談会を開催いたします。

町内の小規模工商业者で、申告についてお困りの人は、商工会の税務相談所をぜひご利用ください。会員以外の人や消費税の新規課税事業者の人の申告相談も受け付けます。(事前にお電話にてご予約をお願いいたします)

▼期間
・令和3年1月29日(金)
・令和3年2月5日(金)
・令和3年2月9日(火)
・令和3年2月12日(金)
いずれも13時～16時まで

▼場所 須恵町商工会

問 須恵町商工会
☎093・6700

福岡県の特定最低賃金が改定されました！
福岡県の最低賃金については広報すえ11月号に掲載しているとおり、令和2年10月1日に「1時間842円」に改定されたところですが、今年度は令和2年12月10日に特定最低賃金も改定されており、次の業種に該当する事業場の皆さんはご注意ください。

特定最低賃金	1時間	効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	976円	令和2年12月10日(木)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	927円	
自動車(新車)小売業	941円	
輸送用機械器具製造業	944円	令和元年12月10日(火)
百貨店、総合スーパー	889円	

問 福岡労働局労働基準部監督課賃金室
☎411・4578
FAX 411・4875

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ一人でも早く無料個別相談会をご利用ください

B型肝炎無料個別相談会
給付金について

2/6(土) イヅカコミュニティセンター内
飯塚市中央公民館 学習室304 飯塚市飯塚 14-67

対象者 昭和16年7月2日～昭和63年1月27日生まれ
給付金 50万円～3,600万円
※ご遺族の方も給付金請求できます

着手金・相談料 無料
成功報酬制

0120-013-621 当日は予約制ですので必ずお電話ください!
(ご予約受付時間) 9:00～18:00
個別面談なので、他の方を順番を合わせてお電話下さい。

無料電話相談も同時受付中!お気軽にお電話下さい。

弁護士法人 弁護士 荒井 一 (あらい ひとし) 東京弁護士会所属 登録番号35029 東京事務所 四軒4-3 福岡ビル6-A (営業時間) 平日 9:00～18:00
プレシヤス総合法律会計事務所 TEL 03-5363-6333 E-mail info@precious-law.jp
FAX 03-5363-6334 http://precious-law.jp/

〈有料広告〉

ヒザ痛・肝臓に
3～6秒押してだんだんと力を入れ
少しずつ力を抜く。3～5回繰り返す。
大衝(だいしょう)というツボです。

足の甲、親指と人差し指の間、5cmくらい上。

あん摩・マッサージ・指圧 須恵町植木611-18 JR須恵駅すぐ
しみず治療院 当:11時～午後10時(受付午後9時迄)休:水曜
☎092-935-6782 料金:60分 3000円 30分 1500円

あん摩・マッサージ・指圧師免許 免許証番号 第四二四六号